

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
が休日には、そ
のときには、そ
の翌日は、そ

十九号) の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「四千五百円」を「五千円」に改める。

第三十一条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、その勤務一回につき千円(前項の助産婦、看護婦及び准看護婦以外の職員のうち人事委員会が定める職員(以下この項において「人事委員会が定める職員」という。))にあつては、八百円)とする。ただし、深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあつては、八百円(人事委員会が定める職員にあつては、六百四十円)とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

(手当の内払)

2 改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて昭和四十八年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた特殊勤務手当は、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

昭和四十八年七月十六日

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

鳥取県条例第三十三号

鳥取県知事 石 破 二 朗

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年七月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三

鳥取県条例第三十四号

特別職の職員の旅費等に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県）

第六条中「二千六百円」を「三千六百円」に、「三千八百円」を「五千四百円」に、「五千百円」を「七千二百円」に改める。
別表中表の部分を次のように改める。

附
則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の特別職の職員の旅費等に関する条例（以下「新条例」とい

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年七月十六日

鳥取県知事
石破二朗

鳥取県条例第三十五号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和四十五年七月鳥取県条例第四十八号）の

一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「勤続二年以上の」を削り、同条第六項中「事故により」を「事故又は天災その他人事委員会が定める事情により」に改める。

第十七条第一項中「別表の定額による」を「一千キロメートルにつき十一円とする」に改める。

第十四条第二項第一号中「五百キロメートル以上」を「三百キロメートル以下」に改める。

別表の一中「車賃、」を削り、表の部分を次のように改める。

区 分	日当(一日につき)	宿泊料(一夜につき)		(食卓料)(一夜につき)
		甲地 方	乙地 方	
特一等級又は一等級の職務にある者	一、100円	五、600円	五、000円	一、100円
二等級以下四等級以上の職務にある者	九〇〇円	四、600円	四、100円	九〇〇円
五等級以下の職務にある者	七五〇円	三、700円	三、300円	七五〇円

別表の二中表の部分を次のように改める。

特一等級又は一等級の職務にある者	未満 ロメートル	五百キロメートル以上未満 未満メートル	五百キロメートル以上未満 未満メートル	五百キロメートル以上未満 未満メートル
二等級の職務にある者	五百キロメートル以上未満 未満メートル	五百キロメートル以上未満 未満メートル	五百キロメートル以上未満 未満メートル	五百キロメートル以上未満 未満メートル
三等級の職務にある者	五百キロメートル以上未満 未満メートル	五百キロメートル以上未満 未満メートル	五百キロメートル以上未満 未満メートル	五百キロメートル以上未満 未満メートル
四等級以下の職務にある者	五百キロメートル以上未満 未満メートル	五百キロメートル以上未満 未満メートル	五百キロメートル以上未満 未満メートル	五百キロメートル以上未満 未満メートル

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、昭和四十八年四月一日以後に完了する旅行について適用し、同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

3 新条例第十七条第一項の規定及び別表の一の規定（着後手当に係る部分を除く。）は、昭和四十八年四月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

「及び」を「並びに」に改める。
第三条第一項中「又は第五条第一項」を「若しくは第二項又は第五条第一項若しくは第二項」に改める。
第四条第一項中「次条第一項」を「次条第一項又は第二項」に、「勧しよう」を「勧奨」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。
2 前項の規定は、二十年以上二十五年未満の期間勤続し死亡（公務上の死亡を除く。）により退職した者に対する退職手当の額について準用する。

第五条第一項中「勧しよう」を「勧奨」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定は、二十五年以上勤続し死亡（公務上の死亡を除く。）により退職した者に対する退職手当の額について準用する。

鳥取県条例第三十六号

鳥取県知事 石 破 一 朗

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十八年七月十六日

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「勤続した者の退職に係る部分」の下に「及び二十年以上二十五年未満の期間勤続した者の死亡による退職に係る部分」を加え、

第九条第四項中「傷病による休職」の下に「及び職員を地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員等退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号）第六条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合におけるその者の在職期間の

計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとすることと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。) の業務に従事させるための休職」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員若しくは国家公務員(国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条に規定する者をいう。以下同じ。)、教育長、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十九号)第一条に規定する企業職員若しくは現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年十月鳥取県条例第三十七号)第一条第二項に規定する現業職員(以下「教育長等」という。)又は委員会の常勤の委員若しくは常勤の監査委員(以下「常勤の委員等」という。)が、引き続いて職員となつたときにおけるその者の職員以外の地方公務員若しくは国家公務員(以下「他の公務員」という。)、教育長等又は常勤の委員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

この場合において、その他の公務員又は教育長等としての引き続いた在職期間については前四項の規定を、常勤の委員等としての引き続いた在職期間については知事等の退職手当に関する条例(昭和三十七年十二月鳥取県条例第五十号)第四条の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその他の公務員、教育長等又は常勤の委員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けていときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当

に関する規定において明確に定められていない場合は、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)又は他の公務員が定員若しくは定数の減少、組織の改廃若しくは予算の減少その他これらに準ずる理由により過員若しくは廃職を生じたことにより退職し、引き続いて職員となつたときにおいて、知事がその他の公務員としての引き続いた在職期間を通算しないことに定めたときににおける当該他の公務員としての引き続いた在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。

一 職員が、第十八条の規定により退職手当を支給されないで他の公務員、教育長等又は常勤の委員等となり、引き続いて他の公務員、教育長等又は常勤の委員等として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から他の公務員、教育長等又は常勤の委員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

統期間に通算することと定めているもの（以下「通算制度を有する地方公共団体」という。）の公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の地方公社等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公社若しくは公庫等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の地方公社等職員としての勤続期間を当該地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているもの（以下「通算制度を有する地方公社」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き他の公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の他の公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

四 特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定地方公社等職員」という。）が、地方公社又は公庫等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合には、特定地方公社等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

五 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

三 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の地方公社等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公社若しくは公庫等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公庫等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の地方公社等職員としての勤続期間を当該公庫

六 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合

つた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

間

七 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

第九条第七項中「第五条第一項」を「第五条第三項」に改める。

第十二条を次のように改める。

(特定地方公社等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例)

第十二条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続特定地方公社等職員として在職した後引き続いて再び職員となつた者の第九条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 特定地方公社等職員が、地方公社又は公庫等の要請に応じ、引き続い

て職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の第九条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定地方公社等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における特定地方公社等職員としての在職期間について

は、第九条(第五項を除く。)の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定地方公社等職員としての在職期間として計算するものとする。

一 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続い特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続いて再び職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定地方公社等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

二 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続い特定地方公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び特定地方公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定地方公庫等職員としての引き續いた在職期間の終期までの期間

三 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き续いて特定地方公社等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等職員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、職員以外の地方公務員としての引き續いた在職期間の始期から特定地方公社等職員としての引き续いた在職期間の終期までの期間

四 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いた在職期間の終期までの期間

五 特定地方公社等職員が、地方公社又は公庫等の要請に応じ、引き続いた在職した後引き続いた在職期間の始期から特定公庫等職員として在職した後引き続いた在職期間の終期までの期間

六 特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続いた在職した後引き続いた在職期間の終期までの期間

七 特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続いた在職した後更に引き続いた在職期間の終期までの期間

八 特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続いた在職した後更に引き続いた在職期間の終期までの期間

九 職員が第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いた在職期間の終期までの期間

十 公社等職員となつた場合又は第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いた在職期間の終期までの期間

五 休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いた在職期間の終期までの期間

六 沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法(昭和四十二年法律第三十七号)を「又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)」に改める。

附則第四項中「掲げる退職」の下に「(公務上の死亡以外の死亡による退職で規則で定めるものを除く。)」を加え、同項第一号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改める。

附則第七項中「(第五項中「この場合において、その他の公務員とは教育長等としての引き続いた在職期間の計算」を「この場合において、その者の教育長等としての引き続いた在職期間の計算」と読み替える。)」を「(第五項中段のうち他の公務員に関する部分を除く。)」に改め、「及び第十二条第一項」を「並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年七月鳥取条例第三十六号。以下「条例第三十六号」という。)」附則第七項及び附則第十三項に改める。

附則第十三項中「並びに第十二条第一項」を「並びに条例第三十六号及び附則第十三項」に、「退職(第十二条第一項)」を「退職(条例第三十六号による改正前の第十二条第一項)」に改める。

附則第十七項中「第十二条第二項」を「条例第三十六号による改正前の第十二条第二項」に改め、「第十二条第一項(附則第七項及び附則第十三項において例による場合を含む。)」の規定の適用を受けた後退職した者又は「及び「同条第二項第一号に掲げる割合又は」を削り、同項第一号を次のよ

うに改める。

一 その者が第三条から第五条まで、第七条及び附則第四項並びに条例第三十六条附則第三項から附則第六項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和四十七年十二月一日（以下「適用日」という。）以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。ただし、新条例第九条第四項及び第五項並びに第十二条の規定は、昭和四十八年五月十七日（以下「法施行日」という。）以後の退職による退職手当について適用する。

（経過措置）

3 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第十二条第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に他の公務員、教育長等若しくは常勤の委員等として在職する者で、指定法人職員又は他の公務員、教育長等若しくは常勤の委員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第五項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分又は新条例第四条（傷病又は死亡によらず、その者の都合

により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）、第五条若しくは附則第六項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十年以上三十五年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満）である者に対する退職手当の額は、新条例第三条から第五条まで、第七条及び附則第四項の規定にかかわらず、当分の間、新条例第三条から第五条までの規定により計算した額にそれぞれ百分の百二十を乗じて得た額とする。

4 適用日在職する職員のうち、適用日以後に新条例第四条（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十年をこえ四十二年以下である者に対する退職手当の額は、新条例第四条及び附則第四項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

5 適用日在職する職員のうち、適用日以後に新条例第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年をこえる者に対する退職手当の額は、新条例第五条、第七条及び附則第四項の規定にかかわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として附則第三項の規定の例により計算して得られる額とする。

6 新条例附則第四項の規定の適用を受ける職員で附則第三項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第三条から第五条まで、第七条及び附則第四項並びにこの条例附則第三項から前項まで又は附則第十四項の規定にかかわらず、その者につき旧鳥取県職員退職手当支給条例（昭和二十四年八月鳥取県条例第五十六号）の規定により計算した退職手当の額と新条例及び附則第三項から前項まで又は附則

第十四項の規定により計算した退職手当の額とのいづれか多い額とする。

7 法施行日前に旧条例第十二条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いた同項に規定する公庫その他の法人又は地方住宅供給公社で法施行日において新条例第九条第五項第三号に規定する通算制度を有する公庫等又は同項第二号に規定する通算制度を有する地方公社に該当するもの（以下「特定指定法人」という。）において使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の新条例第九条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

8 前項に規定する者が法施行日以後に退職手当の支給を受けることとなる場合において、その者が適用日以後の退職につき旧条例の規定による退職手当の支給を受けている者であるときは、附則第二項の規定にかかわらず、前項の規定は、当該旧条例の規定により支給を受けた退職手当については、適用しない。

9 法施行日前に、特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いた職員となつた場合におけるその者の新条例第九条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間を含むものとする。

10 前項の規定に該当する者が適用日から法施行日の前日までの間に引き続いて特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続いて特定指定法人に使用される者となつた場合におけるその者の新条例第九条第一項の規定による職員としての引き続いた在職期間の計算につい

ては、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 新条例第十二条第四項の規定は、附則第九項の規定に該当する者が法施行日以後に引き続いて特定地方公社等職員（新条例第九条第五項に規定する特定地方公社等職員をいう。以下この項において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いた特定地方公社等職員となつた場合について準用する。

12 附則第七項に規定する者又は附則第九項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、新条例第三条から第五条まで、第七条及び附則第四項並びにこの条例附則第三項から附則第六項までの規定にかかるわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第四項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これら二の規定を適用して計算した額）とする。

一 新条例第三条から第五条まで、第七条及び附則第四項並びにこの条例附則第三項から附則第六項までの規定により計算した額

二 その者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この号において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年五・五パーセントの利率で複利計算の方法により計算して得た利息に相当する金額を合計した額

13 法施行日前に、旧条例第十二条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いた特定指定法人職員となつた者（附則第七項に規定する者を除

く。) の新条例第九条第一項の規定による在職期間の計算については、なお従前の例による。

14 前項に規定する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、新条例第三条から第五条まで、第七条及び附則第四項並びにこの条例附則第三項から第五項までの規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が新条例第三条から第五条まで、第七条及び附則第四項並びにこの条例附則第三項から第五項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

二 その者が前項の退職をした際に支給を受けた退職手当の額のその計算の基礎となつた給料月額に対する割合(職員としての引き続いた在職期間中に当該退職を二回以上した者については、それぞれの退職に係る当該割合を合計した割合)

15 新条例附則第十七項及びこの条例附則第七項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、新条例附則第十七項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当(これに相当する給与を含み、新条例附則第十七項第二号に規定する特殊退職をした際に支給を受けた新条例の規定による退職手当に相当する給与を除く。以下この項において同じ。)の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日まで

の期間につき年五・五パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。

16 新条例附則第十七項及びこの条例附則第十三項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、新条例附則第十七項の規定にかかわらず、当該退職の日における給料月額に同項第一号に掲げる割合から同項第二号に掲げる割合とこの条例附則第十四項第二号に掲げる割合とを合計した割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

17 法施行日前に地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第一十七条及び第二十八条の規定により休職され、又はこれに準ずる措置を受け、引き続き法施行日において新条例第九条第四項に規定する休職指定法人に該当するもの(以下「特定休職指定法人」という。)の業務に従事した職員の当該業務に従事した期間については、同項の規定による通算は、行なわない。

18 法施行日前に、法施行日において新条例第九条第五項第二号に規定する通算制度を有する地方公共団体に該当するもの(以下「特定地方公共団体」という。)の公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて法施行日において新条例第九条第五項第二号に規定する通算制度を有する地方公社に該当するもの(以下「特定地方公社」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社に使用される者として在職した後引き続いて再び特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外

の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。この場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の計算については、新条例第九条第五項ただし書の規定は適用しない。

19 法施行日前に、特定地方公共団体の公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて法施行日において新条例第九条第五項第三号に規定する通算制度を有する公庫等に該当するもの（以下「特定公庫等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等に使用される者として在職した後引き続いて再び特定地方公共団体の公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き他の公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の他の公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の他の公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその他の公務員としての引き続いた在職期間として計算する。この場合には、新条例第九条第五項ただし書の規定は適用しない。

20 法施行日前に、特定指定法人に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて再び職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

21 法施行日前に、公庫等である特定指定法人に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となつた場合においては、公庫等である特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の国家公務員としての引き續いた在職期間として計算する。

22 法施行日前に、職員が、旧条例第十二条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて再び職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

23 法施行日前に、職員が、旧条例第十二条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き公庫等である特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び職員となつた場合においては、先の職員としての引き续いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の国家公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

終期までの期間をその者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公共団体の公務員として在職した後引き続いて再び特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の新条例第九条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

25 法施行日前に旧条例第十二条第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き公庫等である特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び公庫等である特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き公庫等である特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の新条例第九条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

26 法施行日前に、特定地方公共団体の公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定地方公社等(特定地方公社又は特定公庫等をいう。以下同じ。)に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公社等に使用される者として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の新条例第九条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの期間を含むものとする。

27 法施行日前に、国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等に使用される者として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の新条例第九条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の先の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の始期から後の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの期間を含むものとする。

28 法施行日前に、特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて特定地方公共団体の公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公共団体の公務員として在職した後引き続いて再び特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き特定指定法人に使用される者として在職した後更に特定指定法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の新条例第九条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の先の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の始期から後の特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの期間を含むものとする。

29 法施行日前に、公庫等である特定指定法人に使用される者が、特定指定法人の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び公庫等である特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続き公庫等である特定指定法人に使用される者として在職した後更に特定指定法人の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となつた場合におけるその者の新条例第九条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定地方公社等に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの期間を含むものとする。

なつた場合におけるその者の新条例第九条第一項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の先の公庫等である特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の始期から後の公庫等である特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間の終期までの期間を含むものとする。

30 附則第十七項の規定は、法施行日前に地方公務員法第二十七条及び第二十八条若しくは国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第七十九条の規定により休職され、又はこれに準ずる措置を受け、引き続き特定休職指定法人の業務に従事した者の新条例第九条第五項の規定による他の公務員としての引き続いた在職期間の計算について準用する。この場合において、附則第十七項中「同項」とあるのは、「新条例第九条第

職員の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第十七項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人に使用される者としての引き続いた在職期間内	特定休職指定法人の業務に従事した期間内
附則第十八項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	先の特定地方公共団体の公務員又は特定地方公社
附則第十九項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	先の特定地方公共団体の公務員若しくは国家公務員又は特定公庫等
附則第二十項の規定の適用を受ける者	特定指定法人	

五項において準用する同条第四項」と読み替えるものとする。

31 附則第七項、附則第九項、附則第十三項又は附則第十七項から前項までの規定(以下「勤続期間に関する特例規定」という。)の適用を受けた者のうち次の表の上欄に掲げる者(同表のそれぞれの項に掲げる規定以外の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。)及び附則第二十二項の規定の適用を受ける者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第三条から第五条までの規定による退職手当の額については、附則第十二項の規定を準用する。この場合において、附則第十二項第二号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第二十一項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	公庫等である特定指定法人
附則第二十三項の規定の適用を受ける者	特定指定法人	公庫等である特定指定法人
附則二十四項の規定の適用を受ける者	又は特定指定法人	若しくは特定地方公共団体の公務員又は
附則第二十五項の規定の適用を受ける者	又は特定指定法人	特定指定法人
附則第二十六項の規定の適用を受ける者	又は特定指定法人	若しくは国家公務員又は公庫等である特
附則第二十七項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	定指定法人
附則第二十八項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	特定地方公共団体の公務員又は特定地方
附則第二十九項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	公社等
附則第三十項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人	国家公務員又は特定公庫等
附則第三十一項の規定の適用を受ける者	職員又は特定指定法人に使用される者と しての引き継いた在職期間内	特定地方公共団体の公務員又は特定指定法 人

32 附則第七項又は附則第九項及び附則第十七項又は附則第三十項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、新条例第三条から第五

条まで、第七条及び附則第四項並びにこの条例附則第三項から附則第六項まで又は附則第十二項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項及び次項におい

て同じ。)の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年五・五パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第四項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額)とする。

- 33 附則第十三項及び附則第十七項又は附則第三十項の規定の適用を受けた者(他の勤続期間に関する特例規定の適用を受ける者を除く。)が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、新条例第三条から第五条まで、第七条及び附則第四項並びにこの条例附則第三項から附則第六項まで又は附則第十四項の規定にかかわらず、同項(新条例附則第四項の規定の適用を受ける者でこの条例附則第三項から附則第五項までの規定に該当するものにあつては、この条例附則第六項)の規定により計算した額からその者が特定休職指定法人の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき年五・五パーセントの利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額(その控除して得た額が、その者につき旧条例及び新条例附則第四項の規定を適用して計算した額)とする。

- 34 法施行日前に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、法施行において特定地方公社である地方道路公社若しくは土地開発公社又は特定公庫等のうち国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政

令(昭和四十八年政令第百三十四号)による改正後の国家公務員等退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)第九条の二第七十二号から第八十九号までに掲げる法人に該当するもの(以下「地方道路公社等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)となるため旧条例第十二条第一項の規定に該当する退職に準ずる退職をし、かつ、引き続き地方道路公社等に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の新条例第九条第一項の規定による在職期間の計算については、附則第七項及び附則第二十二項から附則第二十五項まで中「旧条例第十二条第一項の規定に該当する退職」とあるのは、「旧条例第十二条第一項の規定に該当する退職に準ずる退職」と読み替えて、これらの規定を適用する。

- 35 前項に規定する者のうち適用日に地方道路公社等に使用される者として在職する者で引き続いて職員となつたものは、適用日に在職する職員とみなして、附則第三項から附則第六項までの規定を適用する。
36 適用日から法施行日の前日までの期間内に退職した者(当該退職が死亡による場合には、その遺族)に旧条例の規定により支給された退職手当は、新条例の規定及びこの附則の規定による退職手当の内払とみなす。
37 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、この附則の規定に準じて、規則で定める。